

平成11年度北方四島住民支援（集会所兼宿泊施設の設置）
設計・施工監理業者（コンサルタント）及び施工業者の選定について

平成11年1月

ロシア支援室

1. 経緯

(1) 四島住民支援の枠組みで設置されてきたプレハブ施設については、その設計・施工監理に当たるコンサルタントを、特段の地理的条件（例えば「北海道に本社又は支社を有する」という条件）を付すことなく、一定の技術的条件を満たすコンサルタントを選定してきた。

他方、施工業者については、「北海道に本社、支社又は営業所を有する業者」を対象とした一般競争入札にて選定してきた。（「支社又は営業所」というところで東京ベースの大手業者が入札に参入可能）

（別添1：これまでの受注業者一覧）

(2) 来年度の四島住民支援の一環として、集会所兼宿泊施設の設置を予定しているところ（実施決裁書：別添2）、右施設の建設に携わる業者について、これまで鈴木官房副長官より、本件支援の趣旨にも鑑み地元企業を使うことが重要であるとの示唆があり、また、北海道庁よりも、道内の企業を使ってほしいとの陳情が度々寄せられている（別添3参照）。

2. 基本的考え方

(1) 本件施設は、基本的には、緊急人道支援の一環として四島住民に供与されるものであるが、他方、我が方四島交流団等の宿泊施設、集会所としても利用されることが期待されるものである。元島民が最も多く在住する北海道の企業がこのような施設の設置に携わることは、道内における北方領土返還に向けた機運を維持、向上させるという政策的な観点から有意義であると考えられる。

(2) また、本件施設は、多数の者が宿泊することが想定される施設であることから、居住性が従来のプレハブ施設以上に要求されるところ、北方四島に地理的に近接し、同様の気象条件の下にある北海道における業務経験がより深い道

内企業が本件施設の設置に携わることが適当かつ合理的であると考えられる。

3. 対処方針

(1) 本件施設の事前調査及び設計・施工監理を行うコンサルタント

北海道内に本社、支社、または営業所を有し、かつ海外における同種の業務経験を有するコンサルタント（数社）から選定することとする。（指名競争入札）

なお、これまでの指名及び受注状況を勘案し、指名が特定の有資格業者に偏しないよう配慮する。

→ ここで、「北海道タイド」にしてしまうと、「北海道開発コンサルタント」に限定してしまうので、コンサル指名に当たっては、「北海道開発コンサルタント」と同じ規模の会社で競わせる。但し、過去に何回も入札している業者は指名しない。

(2) 本件施設の施工業者

北海道に本社を有し、かつ本件事業規模に対応する業者より競争入札により選定する。

なお、万が一、北海道に本社を有さない業者からの照会がある場合には、「本件施設が四島交流関係者、旧島民の使用に供されることが多いこと等の事情に鑑み、北方領土問題の地元である北海道に対する政策的配慮から、今回の施設については、道内の業者の中から競争入札を行うこととした。」との応答を行うこととしたい。

→ ここで、「北海道タイド」にする。

「道内の業者（多数あり）で競わせる。

「入札の公示の際、「北海道タイド」が外に出る。

(参考) 今後の作業日程（案）

1月下旬～	コンサルタント選定業務開始
4月中下旬	コンサルタント契約
(5月上旬～	現地事前調査)
6月中旬	工事入札公示
6月下旬	工事入札説明会
7月上旬	資格審査
7月中旬	入札
7月下旬	施工業者契約
(9月上旬～	現地施工)

(了)